

第二回國會 厚生委員會會議錄(筆記) 第十一号

昭和二十三年六月十七日(木曜日)

午後一時五十七分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

委員 野田 二郎君 理事中嶋 勝一君

理事 田中 松月君 理事山崎 道子君

理事 武田 キヨ君 大石 武一君

近藤 鶴代君 村上 清治君

太田 典禮君 福田 昌子君

松谷天光君 師岡 榮一君

小野 孝君 最上 英子君

野本ノ品吉君 松本 眞一君

出席政府委員

厚生事務官 木村忠二郎君

厚生事務官 宮崎 太一君

委員外の出席者

厚生事務官 笠井勝三郎君

専門調査員 川井 章知君

本日の會議に付した事件

麻薬取締法案(内閣提出)(第九一〇号)

民生委員法案(内閣提出)(第一〇〇号)

大麻取締法案(内閣提出)(第一二四号)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一三二号)

山崎委員長 だいたいより會議を開きます。

麻薬取締法案及び大麻取締法案を議題に供します。両法案は前会において質疑を打切つたのでありますが、別に討論の通告もありませんので、討論を省略してただちに採決に入りたいと存

じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山崎委員長 御異議なしと認めまして、さよう取計らいます。麻薬取締法案及び大麻取締法案を原案の通り可決いたすことに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山崎委員長 起立総員、よつて両法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお議長に提出いたします報告書の作成につきましては、委員長に一任していただきますと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山崎委員長 異議なしと認めます。よつてさよう取計らいます。

これで休憩します。

午後二時休憩

午後二時三十一分開議

○山崎委員長 それではただいまより休憩前に引續いて再開いたします。まず民生委員法案を議題といたしました。前回に引續き審査をいたします。

野本委員 新らしい任務が、児童福祉法によつて民生委員に課せられたのであります。その後どうなっておりますか。

○木村政府委員 満足な状態とは申せませんが、相当よくなつております。年齢から見ましても二十、三十、四十代が増え、一般に若くなつております。

○野本委員 第十條に三年間の任期が定められるのは、生活困難者の増大、児童福祉法の実施等により非常に複雑にならないのですか。

○木村政府委員 民生委員は決して片手間にやるものではございませんし、今度には民生委員事務所をつくつて事務をとらせまして、保護者の便宜をはかろうと考へておりますので、そのような心配はあまりないと思ひます。なお本年度は東京と横浜に永久の社会福祉委員を置いて試してみようと思つております。

○野本委員 その事は大賛成であります。しかし從來の顔役に任せられてしまふようなことがないよう注意していただきたい。

次に第十六條の民生委員が政治的色彩を帯びてはいけないことにしたのは当然であります。議員はなれないとは思ひます。議員はなれないとはつきりきめてしまへないのですか。

○木村政府委員 議員がなつたらすぐ政治的と言へません。安当とは申せませんが、法律で禁止することはできません。しかし安当でない旨を規則に載せるくらいはよいと思ひます。

○有田委員 現在の民生委員は憎まれ役であつたことを知つておられますか。それが公選になるとどうでないと。そのほどういふ訳でありますか。

○木村政府委員 私は見解を全然異にしております。そのようなおそれのある人は推薦したされないと存じております。また予算が足りない点は十分考慮いたしますが、但し濫費は取締るようにはいたし、確実な調査をし、その上ででき得る限り出せるようにいたします。

○有田委員 木村さんは実情を知らないのでさういわれるのであつて猛省を促します。人物を見つけるのが大切である。議員が第十一條一項によつてなれないことも明らかであります。このことをどう考へます。

○木村政府委員 民生委員は今のところ皆職をもつております。適当な折になりましたら改正いたします。

○有田委員 それでは國會議員をどう考へますか。

○木村政府委員 これは重要な事ですから私からお答えいたしかねます。

○有田委員 この委員会で修正するようになつたらどうします。

○木村政府委員 私としてはあくまで反対いたします。

○師岡委員 私は第八條と第九條に關連して二三お尋ねします。第九條の民生委員審査委員の方は社会事業の実施のほかに児童労働に關係のある者となつておりますがこれが推薦委員の方にないのはどういふわけですか。

○木村政府委員 推薦委員はなかく得られませんので、そうしたのであります。

○師岡委員 推薦委員をきめるには市町村の意見を聴くことになつており、審査委員の方はさうでないのはどういふわけですか。

○木村政府委員 率直に言つて推薦委員の方が重大であるからであります。

○師岡委員 最後に一つお聴きたいことは、第七條の推薦会の推薦した者が適當でないと思へるときは、民生委員審査会の意見を聴いてとあります。この意見を聴くといふのはどのくらいの範圍を言ふのですか。

○木村政府委員 軽く参考にする程度であります。

○野本委員 一つお尋ねしたいことがあります。この法案と児童福祉法の關係はどうなつておりますか。また現在の児童福祉施設の整備状況を御報告願ひたいと存じます。

○木村政府委員 私からお答へするより児童局長がお答へした方が適當かと存じます。

○山崎委員長 ほかにございませぬか。

○武田委員 第十條の名譽職というのはどういふ意味ですか。

○木村政府委員 無報酬、あるいは金銭に作用せられないという意味であります。

○武田委員 手当はどうしても必要だと思ひますが、増額等考へておられないのですか。

○木村政府委員 私らの考へでは手当はさう必要でないと思ひます。今までのすゝめ経費実費弁償は年額五〇〇円に限られておりますので、これを上げるよう努力中であります。

○武田委員 第十一條、第二項、第二号の違反とはどのくらいの範圍を言ふのですか。

○木村政府委員 第十四條の職務の違反であります。

○武田委員 そうすると職務は非常に廣範囲になります、これに補助機関をつくられる御意思はありますか。

○木村政府委員 現在は予算が結つておりますのでできませんが、將來は民生委員事務所をつくる意図をもつております。

○榎原(亨)委員 公人が他人の秘密を漏らした場合処罰できますか。

○木村政府委員 他の法律によつてできます。

○山崎委員長 それでは次に厚生年金保険法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、政府側より説明をいたします。

○宮崎政府委員 それではこの前提案理由の説明をいたしました厚生年金の一部を改正する法律案を簡條的に説明いたします。

第一に今までの区々たる標準報酬を一本建にいたしまして、最高六百円から八千円といたしましたこととあります。

第二に役人を被保険者になれなくしたこと。

第三に痼疾になつた場合一級以下の下級者にも家族が障害年金の加給を受けられるようになったこと。

第四に六ヶ月以上被保険者であつて、その者がやめて二ヶ年以内に死亡した際は配偶者には寡婦年金或は寡夫年金、遺児年金を出すようにしたこと、これは遺族年金と同じようなものであります。

第五に脱退手当金を二十年未満のものには掛金全部を返す意向だつたので

すが、関係方面に許可されませんが、三年以上のものが五年経つてから後支拂うという制限がつけられたこと。

第六に一般男子の保険額が年百五十円から二千九百円程度となつたこと。

第七に保険給付の制限をかえたこと。以上であります。

○山崎委員長 審査に入ります。

○榎原(亨)委員 第一條第二項の金額以外のものはその価格はマル公を言ふのですか、やみ値を言うのですか。

○宮崎政府委員 やみ値は認めません。

○榎原(亨)委員 役人はなぜ被保険者としていないのですか。

○宮崎政府委員 これは恩給があるからであります。

○榎原(亨)委員 そうすると年金を増して、恩給を増さないのは不均衡になりますか。

○宮崎政府委員 恩給も一部改正いたすことになっております。

○榎原(亨)委員 第十六條の二で何故一部の者を除外したのですか。

○宮崎政府委員 勧誘の人等でありまして一定の収入のない人でありま

○榎原(亨)委員 第四條で算定できないのですか。

○笠井説明員 保険会社との関係がなかなか複雑でできないのであります。

○山崎委員長 本日はこれをもつて散会いたします。次会は十九日午前十時より開会いたします。

午後三時三十分散会

麻薬の取締に關しては現在の阿片法の外、麻薬取締規則等の厚生省令があるが、戦後の新情勢に即應し、麻薬取締の強化とその一元化を図らうとするのが本法案の目的である。その内容の主なるものは、麻薬取扱者を免許制として麻薬の不正取引及び不正使用を防ぎ、麻薬中毒者の絶無を期するため、強力な取締を行ひ、麻薬の取引を要式行爲とし、取扱者に記帳並びに報告義務を課して麻薬の移動の責任を明かにしようとするものである。

二、議案の可決理由
医療上必須の麻薬を確保するとともに、これが濫用に伴う害毒を排除することは緊要であるので、本法律の制定は適当と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

昭和二十三年六月十七日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

大麻取締法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨
大麻の取締に關しては現在大麻取締規則があるが、大麻草栽培者に対して特に單獨の法律を設け、麻薬と區別して取締の完備を期せうとするのが本法案の目的である。

その内容の主なるものは、大麻取扱者を免許制として大麻の不正取引及び不正使用を防ぎ、大麻の取引を要式行爲とし、且つ、その取扱者に記帳並びに報告義務を課して大麻の移動の責任を明かにしようとするものである。

二、議案の可決理由
終戦後の実情に鑑み、大麻の取締強化を図るため、本法律の制定は緊要なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

昭和二十三年六月十九日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長 松岡駒吉殿

大麻取締法案(内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨
大麻の取締に關しては現在大麻取締規則があるが、大麻草栽培者に対して特に單獨の法律を設け、麻薬と區別して取締の完備を期せうとするのが本法案の目的である。

その内容の主なるものは、大麻取扱者を免許制として大麻の不正取引及び不正使用を防ぎ、大麻の取引を要式行爲とし、且つ、その取扱者に記帳並びに報告義務を課して大麻の移動の責任を明かにしようとするものである。